



こども誰でも通園制度について（報告）

1 制度の概要

- 令和6年に児童福祉法等の一部が改正され、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもを通園できる制度として創設。
 - 札幌市は、令和8年度の給付制度化に向け令和6年度から試行実施。
- | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------------|----------------------------|-----------------|
| 【制度の本格実施を見据えた試行的事業】 | 【法律上制度化し、実施自治体を拡充】 | 【法律に基づく新たな給付制度】 |
| 118自治体で実施（R6.8時点） | 法律の地域子ども・子育て支援事業の1つとして位置づけ | 全自治体で実施 |
- 対象児童**
生後6か月から満3歳未満の未就園児（保育所等に通っていない児童）
※令和7年度の対象児童は市内約1万人を見込む
 - 利用時間**
児童1人あたり月10時間まで
 - 利用料金（保護者→実施施設）**
1時間あたり300円（生活保護・非課税世帯減免有）
 - 補助単価等（札幌市→実施施設）**
児童1人あたり1時間850円（障がい児加算等あり）
※令和7年度補助単価：0歳児 1,300円、1歳児 1,100円、2歳児 900円

2 令和6年度試行的事業の報告

1 利用者数（R6.8～R7.1）

- 利用登録者数 625名（0～1歳：8割超）
- 延べ利用児童数 716名（実数275名）
- 複数月利用率 61.6%

2 実施場所

市内15カ所（保育所2、保育所型認定こども園4、幼保連携型認定こども園3、地域型保育事業所5、児童発達支援センター1）

3 子どもの様子

受入当初は子どもが泣いてしまうこともあるが、定期的に継続して利用することで、子どもが徐々に園生活に慣れていき、子どもの成長や発達に良い傾向が確認されている。そのため、札幌市は「定期的な利用」を原則としていく。

4 実施施設の声

子どもの成長や保護者の喜ぶ様子を通じ、地域のために役立てている実感を持てる、制度の利用から児童の入所に繋がったなどの声がある。

一方で、日々入れ替わる子どもへの対応、予約調整等の事務負担が大きいとの声もある。

5 保護者の声

集団生活を通じて子どもの成長が実感できた、自分自身の時間の確保が実現でき精神的に余裕ができたなど好評な声がある。

一方で、利用上限である「月10時間」よりも長く利用したいという声や、より自宅の近くであるなど実施場所の増加を希望する声もある。

3 第4回会議（書面開催）における意見・質問に対する考え

保育の質や安全性確保に関すること

制度化にあたって「こどもの安全」が確保されることが大前提であるとの考えから、令和7年度以降の事業については、児童福祉法に基づき市町村が、こども誰でも通園制度の実施について認可した施設で行うこととしています。

また、子どもの安全や保育の質に関わる認可基準を条例において定めたところであり、さらに、通常の保育と同様、一部の基準を国基準に上乘せし、従事職員を保育の有資格者に限定するなど、より高い保育の質を確保しています。

保育士確保や業務負担に関すること

事業者の安定した運営に繋がるよう、補助単価の引上げやオンライン予約の導入を進めるほか、想定した施設数に現時点で届かない見込みであることから、実施を検討している施設に対して説明会等を通じ試行の状況を丁寧に説明していきます。

制度の運用に関すること

実施施設からは事前面談や児童の情報管理に関する事務負担が報告されています。保護者からは実施場所の拡大や利用時間の柔軟な対応を望む声があります。試行的事業を通じて課題を検証し、令和8年度の本格実施に向けて準備を進めます。

補助単価に関すること

補助制度の改善については、まずは国が本格実施に向け制度を構築していく中で行うべきものと考えており、令和7年度の単価引き上げによる効果を見極めつつ、必要に応じて国に対して補助制度の拡充を求めています。

4 今後の見通し（暫定スケジュール）

令和6年度の利用者は4月以降も引き続き受入れを行いながら、令和7年夏頃より新年度の利用登録を開始する予定です。また、供給量の確保については、需給計画における月約1,600名の需要見込みに対応するため、引き続き実施施設の確保に向けて取り組んでいきます。

令和7年度							令和8年度以降
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～	◎給付制度化
		○利用登録開始		○利用開始			
▼施設の認可（継続8施設）		▼施設の認可（新規12施設程度）		▼施設の認可			
月90名程度		+		月150名程度		= 月240名程度が利用可能	